

インドネシアの改正特許法が施行される（施行日：2016-08-28）

2016年09月05日

特許業務法人
HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

1. はじめに

インドネシアは、東南アジア諸国連合(ASEAN)の加盟国の一つです。中でも、インドネシアは、2億4千万人を超える人口を有し、豊富な労働力の獲得先として、また一大消費市場として注目を集めています。各国企業は、アセアン加盟国への特許出願数を増加させる傾向にあり、インドネシアもそのうちの一つの有力な国として考えています。

特許制度については、1989年に特許法が改正された後、第13/1997の改正法が1997年5月7日に施行され、更に特許法が改正され、2001年8月1日に施行された第14/2001の特許法が改正前の特許法として適用されています。

Indonesia house of representative は、2016年7月28日に、インドネシア特許法案(patent bill)を承認しました。なお、改正特許法の施行時に係属中の特許出願に対しては、一部の手続を除き、基本的には改正前の特許法(第14/2001)が適用されます。なお、改正特許法の施行日は、2016年08月28日です。

今回の主要な改正事項について、以下に説明します。

【全5頁】

本件記事に関し、後続するさらなる詳細情報の知得をご希望されるお客様は、下記の担当者までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。
ご不明点・ご質問等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

理 事 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)
外国専門部長 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)
TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)
E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。
当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

当サイトの掲載物は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.